〇明石市吹付けアスベスト除去等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市吹付けアスベスト除去等補助金交付要綱(以下「要綱」という。) 第17条の規定により要綱の実施に必要な事項を定めるものとする。

(申請書等添付書類)

- 第2条 要綱第8条に規定するアスベスト調査事業に係る補助金の交付を受けようとすると きは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添付しなければならな い。
 - (1) 付近見取図(縮尺2,500分の1以上)
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者がわかる書類
 - (5) 申請人が要綱第3条に規定する代表者である場合においては、交付申請及び 補助事業の実施に関する議決書の写し
 - (6) 現況写真(建物外観及び吹付け場所)
 - (7) 含有調査に係る事業費の見積書
 - (8) 含有調査に係る建築物石綿含有建材調査者の修了証明書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
 - 2 要綱第8条に規定するアスベスト除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする ときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添付しなければなら ない。
 - (1) 付近見取図(縮尺2,500分の1以上)
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者がわかる書類
 - (5) 申請人が要綱第3条に規定する代表者である場合においては、交付申請及び 補助事業の実施に関する議決書の写し
 - (6) 現況写真(建物外観及び吹付け場所)
 - (7) 吹付けアスベスト等の存在を証する書類の写し(含有調査の結果)
 - (8) 除去等に係る事業費の見積書
 - (9) 要綱第6条第1号に定める施工業者であることがわかる書類
 - (10) 実施計画の策定等に係る建築物石綿建材調査者の修了証明書の写し
 - (11) その他市長が必要と認める書類

- 3 要綱第10条に規定する補助金変更申請書(様式第4号)には次に掲げる関係書類を 添付しなければならない。
 - (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 第1項又は前項に掲げるもののうち、変更に係る書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 要綱第11条に規定する事業中止届(様式第6号)には次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金交付決定通知書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 5 要綱第12条に規定するアスベスト調査事業が完了したときは、完了実績報告書(第 7号様式)に次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 分析調査結果を示す書類の写し
 - (3) 含有調査に要した費用を支出したことを証する請求書又は領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 6 要綱第12条に規定するアスベスト除去等事業が完了したときは、完了実績報告書 (第7号様式)に次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 除去等の実施状況を撮影した写真
 - (3) 除去等に関して施工業者と締結した契約書の写し
 - (4) 除去等を講じた後の当該各室内のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
 - (5) アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出の写し及び適正に処理したこと を証する書類の写し
 - (6) アスベスト除去等事業に要した費用を支出したことを証する請求書又は領収 書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 7 要綱第14条に規定する補助金交付請求書(第9号様式)には次に掲げる関係書類を 添付しなければならない
 - (1) 補助金交付額確定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。